

取調べ手法とカメラアングルの組み合わせが事実認定に与える影響についての予備的実験

山崎 優子¹⁾・山田 直子²⁾・指宿 信³⁾

(立命館大学人間科学研究所¹⁾・関西学院大学法学部²⁾・成城大学法学部³⁾)

先行研究によれば、被疑者に対する取調べ手法及び取調べの録画映像のカメラアングルは、事実認定者にバイアスを生じさせる可能性がある。本研究では、取調べ手法（自白を追求するリード方式 vs. 情報を収集するピースモデル）と取調べ録画映像のカメラアングル（被告人フォーカス vs. 被告人・取調官フォーカス）が、事実認定にどのように影響を及ぼすのかを確かめるために、模擬裁判実験を行った。その結果、(1) ピースモデルによる取調べの方が、自白の任意性評価及び有罪と判断した割合ともに有意に高かった。(2) 被告人フォーカスのカメラアングルの方が、自白の任意性評価が有意に高かった。(3) 取調べ録画映像のカメラアングルによってもたらされるバイアスは、裁判官役が評議に加わっても是正されなかった。以上得られた結果から、現在採用されている取調べ手法及び取調べ録画映像のカメラアングルに関して改善すべき点について議論する。

キーワード：リードテクニック、ピースモデル、カメラアングル、自白の任意性判断、バイアス
立命館人間科学研究, No.35, 67-79, 2017.

I. 問題

2016年1月、今市市（現・日光市）で2005年に発生した少女殺害事件の裁判員裁判が始まった（読売新聞 2016a）。同事件は同年4月に有罪判決が下され、控訴された。一審判決からは、被告人の自白以外に被告人の有罪を決定づける客観的証拠が存在しなかったことがうかがえる（読売新聞 2016b）。判決後、裁判員たちは口々に、「録音・録画の再生がなければ今回の判断はなかった」と述べている（読売新聞 2016c）。この裁判は、今後のわが国の刑事裁判で取調べの録画映像が有罪無罪または量刑を判断するための実質証拠として用いられる流れを決定づけたと評価できるだろう。2016年5月に取調べの録音・

録画を義務付ける、いわゆる可視化法案が成立し（読売新聞 2016d）、可視化時代の刑事裁判が始まることとなった。

他方で、わが国の被疑者取調べでは原則として弁護人の立会いは認められていない。また、裁判員裁判の対象となる重大事件の被疑者は原則的に身体拘束され、拘束期間も一罪につき最大23日と長期にわたる。しかも、被疑者の拘束場所は代用監獄と呼ばれた警察署内の留置施設であることが多い（豊崎 2013）。可視化時代に入り、こうした厳しい状況におかれた弱い立場の被疑者に対する取調べの録画映像が有罪無罪を決定する重大な証拠となることは十分予想される。

被疑者取調べの可視化の実現によって、今後は取調べの適正化が促進され、あるいは冤罪が減少すると期待するむきもある。しかし、単に

録音・録画をすればそれで問題が解決すると考えるべきではない。なぜなら、録音・録画は決して「万能薬」ではないからである（指宿 2008a）。そこで、以下、取調べ手法及び取調べ録画映像のカメラアングルによって生じる問題について概観しておきたい。

1. 取調べ手法の問題

取調べ手法の代表的なものとして、リードテクニック（Reid Technique）とピースモデル（PEACE Model）が挙げられる。

リードテクニックは、自白を得ることを目的とする手法のひとつであり、9つのステップ（①単刀直入に決然とした態度で被疑者と対峙する、②自白を得るのに適したテーマを選択する、③被疑者が否認できないように対処する、④被疑者の否認に対処する、⑤被疑者の注意を継続的に喚起する、⑥被疑者の従順な態度を操作する、⑦犯行理由について二者択一で答えさせる、⑧犯行の詳細について答えさせる、⑨自白内容から調書を作成する）からなる（Buckley 2013）。しかし、リードテクニックを用いた取調べの訓練は、取調官の取調べに対する自信を高める一方で、取調官が冤罪を見抜くことを困難にすることが示されている（Kassin & Fong 1999）。わが国で行われている被疑者取調べ手法は、自白追求型である（指宿 2013）という点において、リードテクニックと共通する性質を有する。そこで、本稿では、わが国で採用されている取調べ手法を「リード方式」と呼ぶ。

一方、ピースモデルは自白を得ることよりも事件に関する情報を収集することを目的とする取調べ手法であり、5つのステップ（①（取調べの）計画と準備（P）、②説明と引き込み（E）、③アカウントの収集（供述あるいは説明）（A）、④終結（C）、⑤評価（E））からなる（仲 2012）。ピースモデルは取調べ前の計画と準備を重視し、さらに、取調べ開始後事件についてのやり取り

をする前に、取調べの様子を録音・録画すること、弁護士に相談する被疑者の権利、取調べの意義、取調官と被疑者のどちらかが話しているときには互いに相手の話を遮らないことなどについての説明を行う。また、アカウントの収集段階ではオープン質問を用いて被疑者の供述を促し、被疑者が対立的・拒否的な姿勢をとっている場合でも、取調官は人権に配慮し事務的・協力的態度で情報収集を行う（仲 2012a）。ピースモデルを用いた取調べでは被疑者は多くを語るため、うそをつくほど供述間または供述と客観証拠の間の矛盾や齟齬が明確になる（仲 2012b）。

大学学部生を対象とした模擬裁判実験では、ピースモデルのように被疑者に自由に語らせる取調べ録画映像を視聴した条件の方が、任意に自白したと判断する割合が高くなる結果が得られている（Wachi 2016）。

2. 取調べ可視化におけるカメラパースペクティブの問題

指宿（2010）は、下記のラッシター（Lassiter）らの研究に基づき、現在わが国で採用されている被疑者フォーカスによって撮影された取調べ録画映像は、視聴者の判断にバイアスを生じさせるため、これを中止すべきとしている。Lassiter & Audrey（1986）は、被疑者が自白する同じ取調べ録画映像を視聴した場合であっても、フォーカスの対象により判断者の評価が変化することを実験で明らかにした。すなわち、フォーカスの対象が被疑者である場合（Suspect Focus; SF方式、図1）、取調官である場合（Detective Focus; DF方式）、被疑者と取調官の両方でありかつ割合が等しい場合（Equal Focus; EF方式、図2）の3条件間では、被験者による自白の任意性及び取調べの強制の程度の評価が異なっていたのである。被験者は、SF方式で提示された条件で最も任意に自白がなされたと評価した。内容は同じであっても、フォーカスの対象によっ



図1 SF方式のカメラアングル



図2 EF方式のカメラアングル

て判断にバイアスが生じる「カメラパースペクティブバイアス」は、当該バイアスについて教示された場合であっても（Lassiter et al. 2001）、また、適切な評議が行われた場合であっても（Lassiter et al. 2002）、これを取り除くことができないほど強力なものであった。

取調録画映像を提示された場合、人の視線は大画面に提示される被疑者を中心に偏ることが示されている（若林他 2012）ことから、カメラパースペクティブバイアスを取り除くためには、取調録画映像のカメラアングルを適正なものにする必要がある。

3. 本研究での検討事項

先行研究から、自白を得ることを目的とするリード方式の取調べが行われていること、取調録画映像が被疑者フォーカスを採用していることが、わが国の取調べにおける問題であることが示唆された。そこで本研究では、自白供述の任意性が有罪判断に強く影響すると思われる事案を用いて、この2つの問題について検討する。Wachi (2016) は、ピースモデルのように自由に語らせる取調べを視聴した条件の方が、被疑者の自白は任意になされたと判断する割合が高まることを明らかにし、Lassiter & Audrey (1986) は、自白の録画映像を視聴した参加者が、SF方式で提示された条件で最も任意に自白がなされたと評価したことを明らかにしたことから、本研究でも同様の傾向が得られることが予測さ

れる。また、ピースモデルによる取調べとSF方式のカメラアングルの組合せ条件が最も任意に自白がなされたと判断することが予測される。そして、自白の供述以外に有罪を決定づける客観的証拠が存在しない場合、自白供述の任意性にもとづいて有罪無罪判断を下す傾向が強まるため、任意性判断に加え有罪判断も高まると思われる。Wachi (2016) の研究では、参加者個人に判断を求めて評議を行っていなかったが、本研究では評議の効果についても検討を行う。評議を行うことで、より実際の裁判員裁判に近い文脈で、上記の問題について検討することができる。しかし、評議前の判断バイアスを評議で是正することは難しい（Lassiter et al. 2002）ことから、評議で裁判官が適切な教示を行ったとしても、取調べと取調録画映像のカメラアングルによって生じた事実認定への影響は是正されない可能性が高い。

以上をふまえ、本研究では、被告人が自白する取調録画映像の提示が事実認定（殺意の有無、自白の任意性の判断など）に及ぼす影響を確かめる模擬裁判実験を実施し、次の2つの仮説について検証する。仮説が正しいことが示されれば、現在わが国で採用されている取調べ手法、取調録画映像のカメラアングルが裁判員の判断を偏向させる要因となり、問題であることが明白になる。

仮説1. 評議前の任意性判断、有罪判断は、リー

ド方式よりもピースモデルによる取調べの方が高く、EF方式条件よりもSF方式条件の取調べ録画映像のカメラアングルの方が高い。そして、ピースモデルによる取調べとSF方式のカメラアングルの組合せ条件が最も高い

仮説2. 評議で裁判官役が適切な教示を行なったとしても、取調べ手法、取調べ録画映像のカメラアングルによって生じた判断のバイアスは是正されない。

II. 研究

取調べ手法及び被告人の被疑者段階での取調べを撮影するカメラアングルの組み合わせが事実認定（殺意の有無、自白の任意性の判断など）に影響するかを明らかにする目的で模擬裁判実験を実施した。方法及び結果は下記のとおりであった。

III. 方法

参加者 大学生及び大学院生48人が実験に参加した（平均20.8歳。SD=1.2）。参加者は男女の比率が偏らないよう無作為に、実験中に提示した取調べDVDの内容が異なる4つの条件（リード型取調べ・カメラアングルSF方式、リード型取調べ・カメラアングルEF方式、ピース型取調べ・カメラアングルSF方式、ピース型取調べ・カメラアングルEF方式）に振り分けられた（各条件12人の参加者で構成）。

材料 配布資料1～4と質問紙1～2を材料として用いた。また、取調べの様子を撮影した4種類のDVD、模擬裁判劇シナリオを使用した。

資料1は、裁判の手続きの流れ（冒頭手続～判決）、刑事裁判の原則（「無罪推定の原則」、「疑わしきは被告人の利益に」、「合理的な疑いを超える程度の証明」）、諸注意・備考など（各評議グループの座席、裁判員番号で呼ぶこと、評議

の録音・録画についてほか）について記載されていた。資料2は、検察官請求証拠（甲1号証～甲14号証、乙1号証～10号証）及び弁護人請求証拠（弁1号証）の概要であった。資料3は、「殺意の認定」についての説明、資料4は、論点におけるポイント及び参考資料一覧であった。

質問紙1は、被告人の供述について、①どの程度「理解」できたか、②どの程度「論理的」であったか、③どの程度「信頼できる」か、④どの程度「任意性」があったか（いずれも7件法）に加え、⑤現時点での「殺意の有無」についての判断・その確信の強さ（7件法）・理由（自由記述）、さらに、検察官の被告人に対する取調べについて、⑥どの程度「適切」であったか（7件法）・その理由（自由記述）、⑦どこに注目していたか（自由記述）、⑧印象的なところ（被疑者・検察官・被疑者と検察官のやりとり・部屋の様子等について）（自由記述）を問う内容であった。質問紙2は、最終的な「殺意の有無」についての判断・その確信の強さ（7件法）・理由（自由記述）に加え、「殺意の有無」の判断に、各証人の証言/供述調書、取調べDVDでの被疑者の供述、被告人質問での被告人の供述がそれぞれ影響した程度（7件法）を問う内容であった。

取調べDVDは4種類あった。具体的には、リード方式の取調べがなされSF方式（図1）で撮影されたDVD（リード・SF条件に提示）、リード方式の取調べがなされEF方式（図2）で撮影されたDVD（リード・EF条件に提示）、ピースモデルの取調べがなされSF方式で撮影されたDVD（ピース・SF条件に提示）、ピースモデルの取調べがなされEF方式で撮影されたDVD（ピース・EF条件に提示）であった。いずれも約30分の長さであり、視聴者に与えられる情報量は同じに設定されていた。

模擬裁判劇シナリオの内容は次のとおりであった。事件当日、被告人は長男を連れて家を出てパチンコ店に向かい、長男をパチンコ店駐

車場に停めた車の中に放置した。長男は熱中症のため死亡した。被告人はパチンコ店に入店してから長男が死亡したと夫に電話をかけるまでの間にパチンコ店と車の間を何度か往復していた。被告人は、警察での取調べ開始当初は殺意を否定していたが、その後の取調べで殺意を認める供述を行った（殺意を認める供述を行った取調べを録画したものが上記材料にあげた4種類のDVDである）。なお、被告人は公判で再び殺意を否定した。検察官は、被告人は、血液検査の結果から長男が夫の子でない可能性が高いと考え、これを夫に知られば夫との関係が壊れると恐れて殺害に至ったと主張した。検察側証人として被告人の夫及びパチンコ店にいた目撃者の女性、そして弁護側証人としてベビーシッターが出廷し、証言した。

実験手続き 実験参加に同意した参加者は全員1つの部屋に集められ、資料1～4を配布された。そして、裁判官役から実験概要および資料1～4の説明を受けた。その後、別室に移動し模擬裁判劇を視聴した。模擬裁判劇で取調べDVD以外の検察側・弁護側申請の証拠調べが終わった後、条件別に別室に移動し、正面スクリーンに映し出された各条件の取調べDVDを視聴した。DVD視聴後、参加者は質問紙1に回答し、約5分休憩した。そして、模擬裁判劇が行われた部屋にもどり、被告人質問から最終陳述までを視聴した。その後、また条件別に別室に移動し、そこで評議に参加した。評議では、最初に裁判官役1人が評議の方法について説明し、論点を前面に提示した。裁判官役は論点順¹⁾に評議を進行し、参加者の発言は書記役が板書した。最後に、殺意の有無について、評決を取った。評議は約1時間であった。なお、評議の様子は録

画した。その後、約10分の休憩をはさみ、参加者は模擬裁判劇が行われた部屋にもどった。最後に、模擬裁判劇の裁判長役が参加者の判断の集計結果を発表した後、参加者は質問紙2に回答し、終了した。全所要時間は約6時間であった。

IV. 結果

仮説を検証するために、下記の分析を行った。なお、質問紙で得られた回答の一部の分析結果のみ示す（文量に制限があるため、自由記述で得られた回答の分析結果については省略する）。

1. 取調べ内容についての評価（取調べDVD視聴直後）

被告人の供述の、①理解（どの程度「理解」できたか）、②論理性（どの程度「論理的」であったか）、③信頼（どの程度「信頼できるか」）、④任意性（どの程度「任意性」があったか）、それぞれの評定値について、取調べ（2:リード方式、ピースモデル）とカメラアングル（2:SF方式、EF方式）を要因とする2要因の分散分析を行った（表1-1）。

分析の結果は次のとおりである。①理解：有意な効果はみられなかった（ $p>.10$ ）。②論理性：SF方式（4.8）がEF方式（3.7）よりも有意に高かった（ $p<.05$ ）。③信頼：SF方式（4.8）がEF方式（3.8）よりも有意に高かった（ $p<.05$ ）。④任意性：ピースモデル（5.2）がリード方式（3.7）よりも有意に高く、SF方式（4.9）がEF方式（4.0）よりも有意に高かった（ $p<.05$ ）。

論理性、信頼は、SF方式がEF方式よりも有意に高く評価された。また任意性は、SF方式がEF方式よりも有意に高く評価されたのに加え、ピースモデルがリード方式よりも有意に高く評価された（いずれも $p<.05$ ）。

1) ①事件の最初から最後まで被告人の精神状態、②パチンコ店内と車の往復目的は、被害者が死んでいるか確認するためか、もしくは被害者の様子をうかがうためか、③（自白した）被告人の供述調書は信用できるのかできないのか

表 1-1. 取調べ内容についての理解・論理性・信頼・任意性の各評価

	理解		論理性		信頼		任意性	
	取調べ手法		取調べ手法		取調べ手法		取調べ手法	
カメラアングル	リード方式	ピースモデル	リード方式	ピースモデル	リード方式	ピースモデル	リード方式	ピースモデル
SF (Suspect Focus)	5.58 (0.64)	6.00 (0.82)	4.92 (1.04)	4.58 (1.04)	5.17 (1.14)	4.33 (1.03)	4.50 (1.50)	5.33 (1.11)
EF (Equal Focus)	5.08 (1.75)	5.58 (1.04)	3.42 (1.04)	4.00 (1.35)	3.50 (1.50)	4.00 (1.16)	2.92 (1.55)	5.08 (1.12)
取調べ内容についての評価値についての取調べ手法とカメラアングルを要因とした2要因の分散分析結果								
取調べの主効果	<i>F</i>	1.77		0.14		0.21		13.90
	<i>p</i>	0.19		0.71		0.65		0.00
	η^2	0.04		0.00		0.00		0.21
カメラアングルの主効果	<i>F</i>	1.77	9.43	SF > EF	7.40	SF > EF	5.19	SF > EF
	<i>p</i>	0.19	0.00		0.01		0.03	
	η^2	0.04	0.17		0.13		0.08	
交互作用	<i>F</i>	0.02	1.83		3.29		2.75	
	<i>p</i>	0.90	0.18		0.08		0.10	
	η^2	0.00	0.03		0.06		0.04	

Note. () 内は標準偏差, 有意差がみられた箇所は F 値の右横に記した

2. 取調べの適切さ (取調べ DVD 視聴直後)

取調べの適切さの評定値について, 取調べ手法 (2: リード方式, ピースモデル) とカメラアングル (2: SF 方式, EF 方式) を要因とする 2 要因の分散分析を行った (表 1-2)。

分析の結果, ピースモデル (5.5) の方がリード方式 (3.5) よりも有意に高かった ($p < .05$) が, カメラアングルによるちがいはみられなかった

表 1-2. 取調べの適切さ評価 (取調べ DVD 視聴直後)

カメラアングル	取調べ手法	
	リード方式	ピースモデル
SF (Suspect Focus)	4.08 (1.50)	5.50 (1.26)
EF (Equal Focus)	2.92 (1.12)	5.42 (0.86)

取調べの適切さ評価について取調べ手法とカメラアングルを要因とした 2 要因の分散分析結果

取調べの主効果	<i>F</i>	29.03	ピースモデル > リード方式
	<i>p</i>	0.00	
	η^2	0.37	
カメラアングルの主効果	<i>F</i>	2.96	
	<i>p</i>	0.09	
	η^2	0.04	
交互作用	<i>F</i>	2.22	
	<i>p</i>	0.14	
	η^2	0.03	

Note. () 内は標準偏差, 有意差がみられた箇所は F 値の右横に記した

($p > .10$)。

3. 殺意の有無 (取調べ DVD 視聴直後, 評議後)

「殺意有り」とした割合 (表 2-1 参照) が, 条件で異なるかについて確かめるために, 取調べ DVD 視聴直後と評議後それぞれについて, 取調べ手法 (2: リード方式, ピースモデル) とカメラアングル (2: SF 方式, EF 方式) を要因とする逆正弦変換法による 2 要因の分散分析を行った (表 2-1)。

分析の結果, 取調べ DVD 視聴直後については, ピースモデル (96%) がリード方式 (75%) よりも「殺意有」と判断した割合が有意に高かった ($p < .05$)。しかし, 評議後については, 有意な効果は得られなかった ($p > .10$)。

次に, 殺意の有無の判断と確信の強さを 1 次元上の数値として, -6.5 (「殺意無し」と判断し, 確信の強さが 7) ~ 6.5 (「殺意有り」と判断し, 確信の強さが 7) であわし, “殺意確信” とした。殺意確信について, 取調べ手法 (2: リード方式, ピースモデル), カメラアングル (2: SF 方式, EF 方式), 判断の時期 (2: 取調べ DVD 視聴直後, 評議後) を要因とする 3 要因の分散分析を

表 2-1. 取調べ DVD 視聴直後及び評議後の“殺意の有無”の判断

カメラアングル	取調べ DVD 視聴直後		評議後	
	取調べ手法		取調べ手法	
	リード方式 (n=24)	ピースモデル (n=24)	リード方式 (n=24)	ピースモデル (n=24)
SF (Suspect Focus)	83% (10)	91% (11)	83% (10)	92% (11)
EF (Equal Focus)	67% (8)	100% (12)	58% (7)	92% (11)

「殺意の有無」判断率についての取調べ手法とカメラアングルを要因とした逆正弦変換法による 2 要因の分散分析

取調べの主効果	$\chi^2_{(1)}$	6.63	リード方式<ピースモデル	3.45
	<i>p</i>	0.01		0.06
	ϕ^2	0.14		0.07
カメラアングルの主効果	$\chi^2_{(1)}$	0.11		0.95
	<i>p</i>	0.73		0.33
	ϕ^2	0.00		0.02
交互作用	$\chi^2_{(1)}$	2.85		0.95
	<i>p</i>	0.09		0.33
	ϕ^2	0.06		0.02

Note. () 内は人数, 有意差がみられた箇所は $\chi^2_{(1)}$ 値の右横に記した

行った (表 2-2)。

分析の結果, ピースモデル (4.3) がリード方式 (2.5) よりも有意に高かった ($p<.05$)。

4. 殺意の有無の判断への影響 (評議後)

記入漏れのあった 1 人を分析対象から除いた。殺意の有無の判断に, 証人の証言や供述調書, 被告人の供述がどのように影響したかを調べるために, 取調べ手法 (2: リード方式, ピースモ

デル) とカメラアングル (2: SF 方式, EF 方式) と項目 (5: ①被告人の夫・②ベビーシッター・③目撃者それぞれの証言及び供述調書, ④取調べでの被疑者の供述, ⑤被告人質問での供述) を要因とする 3 要因の分散分析を行った (表 2-3)。

分析の結果, 項目間でちがいがみられた。④取調べでの被疑者の供述 (5.2) が①被告人の夫 (3.9)・②ベビーシッター (3.6)・③目撃者 (4.5)

表 2-2. 取調べ DVD 視聴直後および評議後の“殺意確信”評価

カメラアングル	取調べ DVD 視聴直後		評議後	
	取調べ手法		取調べ手法	
	リード方式	ピースモデル	リード方式	ピースモデル
SF (Suspect Focus)	3.20 (2.93)	3.58 (2.33)	3.75 (3.24)	4.83 (2.39)
EF (Equal Focus)	1.75 (3.63)	3.92 (1.55)	1.25 (4.78)	4.92 (2.29)

“殺意確信”についての取調べ手法とカメラアングルと時期を要因とした 3 要因の分散分析結果

	<i>F</i>	<i>p</i>	η^2	
取調べの主効果	5.92	0.02	0.08	リード方式<ピースモデル
カメラアングルの主効果	1.35	0.25	0.02	
取調べとカメラアングル交互作用	2.07	0.16	0.03	
時期の主効果	1.25	0.27	0.01	
取調べと時期の交互作用	1.08	0.30	0.01	
カメラアングルと時期交互作用	0.41	0.53	0.00	
取調べ・カメラアングル・時期の交互作用	0.16	0.69	0.00	

Note. () 内は人数, 有意差がみられた箇所は η^2 値の右横に記した

表 2-3. 被告人の夫・ベビーシッター・目撃者の証言 / 供述調書及び取調べでの被告人の供述・被告人質問での供述が“殺意の有無”の判断に及ぼした影響の大きさ

	①被告人の夫の証言 / 供述調書		②ベビーシッターの証言 / 供述調書		③目撃者の証言 / 供述調書		④取調べでの被告人の供述		⑤被告人質問での供述	
	リード方式	ピースモデル	リード方式	ピースモデル	リード方式	ピースモデル	リード方式	ピースモデル	リード方式	ピースモデル
カメラアングル										
SF (Suspect Focus)	4.08 (1.19)	3.73 (0.62)	3.17 (1.62)	3.64 (1.07)	4.83 (0.99)	4.82 (1.03)	5.33 (1.84)	6.00 (1.21)	5.00 (1.58)	4.91 (0.90)
EF (Equal Focus)	3.91 (1.44)	4.00 (1.23)	3.67 (1.03)	4.00 (1.53)	4.08 (1.19)	4.42 (1.44)	3.17 (1.82)	6.17 (0.90)	4.33 (1.55)	4.58 (1.55)
殺意の有無の判断への影響評価値について取調べ手法とカメラアングルと項目 (①~⑤) を要因とした3要因の分散分析結果										
		<i>F</i>	<i>p</i>	η^2						
取調べの主効果				3.00	0.09	0.02				
カメラアングルの主効果				1.38	0.25	0.01				
取調べとカメラアングル交互作用				1.52	0.22	0.01				
項目の主効果				13.29	0.00	0.13	④>①, ②, ③; ③, ⑤>①, ②			
取調べと項目の交互作用				5.38	0.00	0.03	(*1)			
カメラアングルと項目交互作用				2.74	0.03	0.03	(*2)			
取調べ・カメラアングル・項目の交互作用				1.20	0.10	0.02				
(*1) 単純主効果の検定										
		<i>F</i>	<i>p</i>	η^2						
①被告人の夫の証言 / 供述調書における取調べの効果		0.11	0.74	0.00						
②ベビーシッターの証言 / 供述調書における取調べの効果		0.98	0.32	0.01						
③目撃者の証言 / 供述調書における取調べの効果		0.15	0.70	0.00						
④取調べでの被疑者の供述における取調べの効果		20.36	0.00	0.28	リード方式<ピースモデル					
⑤被告人質問での供述における取調べの効果		0.04	0.85	0.00						
リード方式における項目の効果		4.04	0.00	0.15	③, ⑤>②					
ピースモデルにおける項目の効果		14.62	0.00	0.55	④>①, ②, ③, ⑤					
(*2) 単純主効果の検定										
		<i>F</i>	<i>p</i>	η^2						
①被告人の夫の証言 / 供述調書におけるカメラアングルの効果		0.02	0.90	0.00						
②ベビーシッターの証言 / 供述調書におけるカメラアングルの効果		1.13	0.29	0.01						
③目撃者の証言 / 供述調書におけるカメラアングルの効果		2.01	0.16	0.02						
④取調べでの被疑者の供述におけるカメラアングルの効果		6.06	0.01	0.06	SF > EF					
⑤被告人質問での供述における取調べの効果		1.49	0.22	0.01						
SF 方式における項目の効果		13.97	0.00	0.13	③, ④, ⑤>①, ②					
EF 方式における項目の効果		2.06	0.09	0.02						

Note. () 内は標準偏差, 有意差がみられた箇所は η^2 値の右横に記した。下位検定はライアン法による

の証言 / 供述調書よりも有意に高かった。また、③目撃者の証言 / 供述調書、⑤被告人質問での供述 (4.7) が、①被告人の夫・②ベビーシッターの証言 / 供述調書よりも有意に高かった。さらに、④取調べでの被疑者の供述は、ピースモデル (6.1) がリード方式 (4.3) よりも有意に高かった。リード方式においては、③目撃者の証言 / 供述調書 (4.5) と⑤被告人質問での供述 (4.7) が、②ベビーシッターの証言 / 供述調書 (3.4) より

も有意に高かった。また、ピースモデルにおいては、④取調べでの被疑者の供述 (6.1) が、①被告人の夫 (3.9) ・②ベビーシッター (3.8) ・③目撃者 (4.6) の証言 / 供述調書、⑤被告人質問での供述 (4.7) よりも有意に高かった。さらに、④取調べでの被疑者の供述は、SF 方式 (5.7) がEF 方式 (4.7) よりも高かった。また、SF 方式においては、③目撃者の証言 / 供述 (4.8)、④取調べでの被疑者の供述 (5.7)、⑤被告人質

問での供述（5.0）が、①被告人の夫（3.9）・②ベビーシッター（3.4）の証言/供述よりも有意に高かった（いずれも $p<.05$ ）。

以上、取調べにおける取調べ手法、カメラアングルによって、殺意の有無の判断への影響が異なることが確認された。

V. 考察

2つの仮説について考察を行う。

仮説1（評議前の任意性判断, 有罪判断は、リード方式よりもピースモデルによる取調べの方が高く、EF方式条件よりもSF方式条件の取調べ録画映像のカメラアングルの方が高い。そして、ピースモデルによる取調べとSF方式のカメラアングルの組合せ条件が、最も高い）の検証

2種類の異なる取調べ手法、2種類の異なる取調べ録画映像のカメラアングル、取調べ手法と取調べ録画映像のカメラアングルの組合せが評議前の任意性判断、有罪判断に及ぼした影響それぞれについて順に考察する。

取調べ手法のちがいによる評議前の任意性判断, 有罪判断（「殺意有り」の判断）

自白の「任意性」評価（表1-1）、「殺意有り」と判断した参加者の割合（表2-1）、「殺意確信」（表2-2）において、取調べ手法によるちがいがみられた。また、取調べの適切さの評価（表1-2）、「証人の証言や被告人の供述が殺意の有無の判断に及ぼす影響の大きさ」（表2-3）においても、取調べ手法によるちがいがみられた。得られた結果から、自白の任意性、殺意の有無の判断は、取調べの適切さにもとづいてなされたと思われる。ピースモデルの取調べが適切と評価され、取調べでの被疑者の供述にもとづいて殺意の有無を判断する傾向にあったことが示唆され、ピースモデルが、取調べ録画映像を実質証拠として用いようとする検察官にとって望ましい取調べ手法であるといえる。

取調べ録画映像のカメラアングルのちがいによる評議前の任意性判断, 有罪判断

取調べ録画映像のカメラアングルによって、取調べ内容についての「任意性」は、異なった（表1-1）。有罪判断（「殺意有り」の判断）は、カメラアングルによるちがいはみられなかった（表2-1、表2-2）が、カメラアングルによって、証拠が殺意の有無に及ぼす影響の大きさが異なった（表2-3）。また、取調べ内容の「論理性」及び「信頼」の評価は、SF方式の方がEF方式よりも有意に高かった（表1-1）。

本研究で扱った事案には、被告人の自白供述の他に証人の証言も存在した。また、取調べDVDの視聴時間は約30分と短かった。今市市事件のように、被告人の自白以外に有罪を決定づける客観的証拠が乏しいケースや、取調べDVDの視聴時間が長時間に及ぶケースの場合、SF方式とEF方式の取調べ録画映像のカメラアングルで事実認定に大きなちがいが生じる可能性がある。

SF方式条件の方がEF方式条件よりも任意性判断が高かった理由について、情報処理の観点から考察してみる。画面に占める比率が異なる対象を提示された場合、その対象への視線が偏ることを若林ら（2012）が指摘している。SF方式は、EF方式と比較して、被告人の表情に視線が偏り、被告人の表情について処理される情報量が相対的に多い。そしてこの被告人の表情について処理される情報および情報量のちがいが、事実認定のちがいが生じた要因になったと考えられる。人は認知能力の限界からすべての情報を処理することが困難であるため、注意をむけた情報を選択的に処理する傾向にある（Simons & Chabris 1999）。また、人は予測と一致する情報を選択的に処理し、予測と不一致な情報を排除する傾向にあること、すなわち、確認バイアスの存在が知られている（Nickerson 1998）。Ask, Rebelius & Granhag（2008）は、犯罪調査

官の証拠の信頼性評価にもこうした傾向がみられること、事件に関する知識もこの傾向を強めることを明らかにしている。参加者は取調録画映像を視聴する前に自白の任意性、有罪無罪判断についての予測をある程度もっており、その予測は相対的にネガティブな方向に偏っていた可能性がある。そして、参加者は、被告人に対するネガティブな予測と一致する情報を選択的に処理する傾向にあったが、この傾向は、被告人の表情について処理される情報量が相対的に多かったSF方式条件の方がEF方式条件よりも強まった可能性がある。

取調録画映像のカメラアングルによって、情報の処理のされ方が異なる可能性があること、事実認定にちがいを生じることが、裁判員が適切に事実認定を行うことを阻害し、問題である。

ピースモデルによる取調べとSF方式のカメラアングルによる取調録画映像の評議前の任意性判断、有罪判断

取調べ内容についての「任意性」の評価（表1-1）をみると、取調べ手法とカメラアングルを要因とした2要因の分散分析結果から、それぞれ主効果は有意であったが、交互作用は得られず、効果量も小さかった。つまり、取調べ手法と取調録画映像のカメラアングルの組合せによる影響はなく、ピースモデルによる取調べとSF方式の取調映像のカメラアングルの組合せが、最も任意性判断が高かった。評議前の「殺意の有無」の判断（表2-1）をみると、取調べ手法とカメラアングルを要因とした逆正弦変換法による2要因の分散分析結果から、取調べの主効果以外に有意な効果は得られなかった。しかし、上記で示したように、被告人の自白以外に有罪を決定づける客観的証拠が乏しい事案や、取調べDVDの視聴時間が長時間に及ぶケースの場合には、SF方式とEF方式の取調録画映像のカメラアングルで事実認定に大きなちがいが生じ、ピースモデルによる取調べとSF方式のカメラ

アングルによる取調録画映像の組合せが、評議前の任意性判断、有罪判断を最も高める可能性がある。

仮説2（評議で裁判官役が適切な教示を行なったとしても、取調べ手法、取調録画映像のカメラアングルによって生じた判断のバイアスは是正されない）の検証

取調べDVD視聴直後に「殺意有り」と判断した割合は、取調べ手法によるちがいはみられたが、評議終了後の判断に、取調べ手法によりちがいはみられなかった（表2-1）。しかし、「殺意確信」については、取調べDVD視聴直後・評議終了後ともに、取調べ手法によるちがいがみられ（表2-2）、「取調べでの被疑者の供述」が殺意有無の判断に及ぼした影響は、カメラアングルによって異なった（表2-3）。以上の結果から、仮説2は支持された。

模擬裁判実験では、裁判官役は、「供述の信用性」を含めた3つの論点について議論が偏らないように評議を進行した。「取調べでの被疑者の供述」についての議論の性質がSF方式とEF方式の条件間で異なっていたのかについては、今後、評議内容の分析を行い、検証する必要がある。特定の事象について議論する際、議論する前にメンバーが持っていた考えと一致することが繰り返し議論され、一致しないことは議論されない傾向にある（たとえば、Daniel & Reid 1993; Mojzisch, Gronewa & Schulz-Hardt 2010）。小坂ら（2016）は、模擬裁判で有罪か無罪かを決定する評議過程において、1つの結論に合致する発話が繰り返しなされ、合致しない情報は排除されていくことを明らかにしている。本研究で得られた結果も、そうした傾向に起因する可能性が考えられる。

本研究で得られた結果は、カメラアングルや取調べ手法といった取調べ過程の枠組みの瑕疵を司法過程で補正できないことを示唆しており

重要である。裁判員が適切な事実認定を行うためには、現在わが国で採用されているSF方式の取調べ録画映像のカメラアングルとリード方式による取調べ手法を変更する必要がある。

今後の検討課題

本実験の結果から、被疑者取調べにあたってはピースモデルの取調べ手法を導入し、かつ、フォーカスの対象が被疑者と取調べ官の両方であり、割合が等しいカメラアングル（EF方式）を採用することが望ましいと思われる。しかし、それだけでは適正な事実認定にとって十分とは言えないことがわかってきた。印象形成においては、ポジティブな情報よりもネガティブな情報に選択的注意が向けられる傾向にあり（Hilbig 2009; Rozin & Royzman 2001）、ネガティブな印象は覆しにくく、かつ長期にわたり持続する傾向にある（吉川 1989）。印象形成に大きな役割を果たす視覚的情報は、被疑者に対するネガティブな印象を喚起し、誤まった判断を導く可能性がある。Kassin, Meissner & Norwick (2005)は、虚偽の自白と真実の自白を提示した場合、警察官、大学生ともに、ビデオ提示よりも音声提示の方が正しく区別できることを示している。これらをふまえると、「供述の任意性を判断する場合には、音声あるいは反訳のみ許容する」（指宿 2008b）のが望ましいと考えられる。

以上より、今後の研究では、取調べ内容の提示方法（反訳、音声、映像）のちがいによって事実認定に及ぼす影響に変化は生じるのか、すなわち取調べ場面を記録した媒体・手段の提示方法による差異について明らかにする必要があると考えられる。

引用文献

Ask, K., Rebelius, A. and Granhag, P. A. (2008) The 'elasticity' of criminal evidence: a moderator of

investigator bias. *Applied Cognitive Psychology*, 22, 1245-1259.

Buckley, J. P. (2013) The Reid Technique of interviewing and interrogation. JOHN E. REID AND ASSOCIATES, INC (2013年2月6日) (2016年4月13日取得 http://www.neaifi.org/_media/file/2013+REID+PRESENTATION+oneday++insurance.pdf).

Daniel, G. and Reid, H. (1993) The common knowledge effect: Information sharing and group judgment. *Journal of Personality and Social Psychology*, 65, 5, 959-974.

Hilbig, B. E. (2009) Sad, thus true: Negativity bias in judgments of truth. *Journal of Experimental Social Psychology*, 45, 983-986.

指宿信 (2010) 被疑者取調べと録画制度. 商事法務研究会.

指宿信 (2013) 取調べとその可視化. 文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究「法と人間科学」中間報告書. 北海道大学大学院文学研究科 法と人間科学 総括支援室, 88-93.

指宿信 (2008a) 豪州における取調べ録音録画の実態—『ディクソン・レポート』の概要とその示唆. 判例時報, 1994, 3-12.

指宿信 (2008b) 取調べ録画精度における映像インパクトと手続法的抑制策の検討. 判例時報, 1995, 3-11.

Kassin, S. M., Meissner, C.A. and Norwick, R. J. (2005) "I'd know a false confession if I saw one": A comparative study of college students and police investigators. *Law and Human Behavior*, 29, 211-227.

Kassin, S. M. and Fong, C. T. (1999) "I'm innocent!": Effects of training on judgements of truth and deception in the interrogation Room. *Law and Human Behavior*, 23, 499-516.

川喜田二郎 (1967) 発想法. 中央公論社.

川喜田二郎 (1970) 続 発想法. 中央公論社.

小坂祐貴・山崎優子・石崎千景・中田友貴・若林宏輔・サトウタツヤ (2016) 裁判員裁判における評議パターンの提案——質的・量的分析の統合から——. 立命館大学人間科学研究, 49-67.

Lassiter, G. D., Beers, M. J., Geers, A. L., Handley, I. M., Munball, P. J. and Weiland, P. E. (2002) Further evidence of a robust point-of-view bias in Videotaped Confessions. *Current Psychology*,

- 21, 265-288.
- Lassiter, G. D., Munhal, P. J., Geers, A. L., Weiland, P. E. and Handley, I. M. (2001) Accountability and the camera perspective bias in videotaped confessions. *Analysis of Social Issues and Public Policy*, 1, 53-70.
- Lassiter, G. D. and Audrey, A. I. (1986) Videotaped confessions: The impact of camera point of view on judgments of coercion, *Journal of Applied Social Psychology*, 16, 268-276.
- Mojzisch, A., Grouneva, L. and Schulz-Hardt, S. (2010) Biased evaluation of information during discussion: Disentangling the effects of preference consistency, social validation, and ownership of information. *European Journal of Social Psychology*, 40, 946-956.
- 仲真紀子 (2012a) 科学的証拠にもとづく取調べの高度化: 司法面接の展開とPEACEモデル. 法と心理, 12, 27-32.
- 仲真紀子 (2012b) 被疑者取り調べ技術の科学化-PEACEモデルに見る情報収集アプローチ. 科学技術振興機構 (2012年2月22日) (2016年5月22日取得 http://scienceportal.jst.go.jp/columns/opinion/20120222_01.html)
- Nickerson, R. S. (1998) Confirmation bias: A ubiquitous phenomenon in many guises. *Review of General Psychology*, 2, 175-220.
- Rozin, P. and Royzman, E. B. (2001) Negativity bias, negativity dominance, and contagion, *Personality and Social Psychology Review*, 5, 296-320.
- Simons, D.J. and Chabris, C.F. (1999) Gorillas in our midst: sustained inattention blindness for dynamic events. *Perception*, 28, 1058-1074.
- 豊崎七絵 (2013) 身体拘束と取調べ: 法制審特別部会「基本構想」の思想と論理. 法律時報, 85, 11-17.
- Wachi, T. (2016) University students' opinions towards interviewing styles and the guilty verdict, *American Psychology-Law Society APA Division*, 41, Papers Collection, 90.
- 若林宏輔・指宿信・小松加奈子・サトウタツヤ (2012) 録画された自白: 日本独自の取調べ録画形式が裁判員の判断に与える影響. 法と心理, 12, 89-97.
- 読売新聞 (2016a) 今市事件 ナイフ所持 罪状認める 勝俣被告 銃刀法違反など区分審理 = 栃木. 1月30日東京朝刊.
- 読売新聞 (2016b) 栃木女児殺害事件. 判決の要旨. 4月9日東京朝刊.
- 読売新聞 (2016c) [スカパー] 栃木女児殺害判決 取調べ映像 決め手. 4月9日東京朝刊.
- 読売新聞 (2016d) [スカパー] 刑事司法改革関連法 成立 可視化 範囲に課題. 5月25日東京朝刊.
- 吉川肇子 (1989) 悪印象は残りやすいか?. 実験社会心理学研究, 29, 45-54.

(受稿日: 2016. 6. 1)

(受理日 [査読実施後]: 2016. 12. 9)

Original Article

Preliminary Research for Bias in the Fact Finding Process from the View of the Interrogation Techniques and Camera Angles

YAMASAKI Yuko ¹⁾, YAMADA Naoko ²⁾ and IBUSUKI Makoto ³⁾

(Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University ¹⁾ /

School of Law and Politics, Kwansei Gakuin University²⁾ / Faculty of Law, Seijo University³⁾)

Previous studies suggest that the camera angles used when recording an interrogation can produce bias. We therefore conducted a mock trial to examine the influence of a combination of interrogation techniques (the Reid Technique, which focuses on getting confessions, vs. the PEACE Model, which focuses on collecting information) and camera angles (only a suspect is in focus vs. both a suspect and an investigator being in focus) on fact-finding. The results show that (1) interrogations using the PEACE Model were significantly higher in voluntariness with respect to evaluation of confessions, and in the ratio of guilty verdicts, (2) the camera angle that captured only a suspect was significantly higher in voluntariness in the evaluation of confessions, and (3) even if judges joined a deliberation, the judgment bias due to the camera angle of the interrogation picture was not corrected. Based on the results, we have suggested improvements to current interrogation techniques and camera angles used to record proceedings of an interrogation.

Key Words : Reid Technique, PEACE Model, camera angle, voluntariness judgment of the confession, bias

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.35, 67-79, 2017.
